

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(武蔵野市特定空家等適正管理審議会) 第4条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。 (1) (略) (2) <u>法第14条第2項</u> の規定による勧告及び同条第9項又は第10項の規定による代執行に関する事項 (3) (略) 3 から 6 まで (略)	(武蔵野市特定空家等適正管理審議会) 第4条 (略) 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。 (1) (略) (2) <u>法第22条第2項</u> の規定による勧告及び同条第9項又は第10項の規定による代執行に関する事項 (3) (略) 3 から 6 まで (略)	字句の改正

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行による空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。